

令和2年度 公文書開示（1月決定分）

リ 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	否 応 答 拒	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R2. 12. 22	R3. 1. 5	特定整備路線補助29号線の下記各部の立体的状況が分かる完成予想図(道路と沿道両側部) 1. 山手通りから百反通りまでの坂部 2. わかば公園から三ツ木通りまでの坂部 3. 三ツ木通りから八幡神社ままでの坂部 4. 立合い通りから西大井6丁目の坂部 5. 新幹線下の橋部(東西両端の坂部を含む) 6. 西大井4丁目の31号線交差部から10mの丘までの坂部と29号線に交差する(西と東から)既存道路との交差部とその周辺 7. 西大井4丁目の10mの丘部 8. 東馬込地区の南側と北側両方の坂部(交差道路含む)				1											当該公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	建設局 東京都 第二建設事務所 工事第一課	
2	R2. 12. 28	R3. 1. 6	北十間川樋門耐震対策工事 第3回設計変更 設計書類一式	1	1														建設局 河川部 改修課	
3	R3. 1. 4	R3. 1. 6	浅川の都管理区間起点から松竹橋付近までの計画横断位置が分かる図面	1	1														建設局 河川部 計画課	
4	R2. 12. 25	R3. 1. 7	路面補修工事(31南西の13) 第3回設計変更 設計書類一式	1	1														建設局 東京都 南多摩西部建設事務所 補修課	
5	R2. 12. 25	R3. 1. 7	歩道本復旧工事(2西-すいすい日の出団地前)及び道路拡幅工事(2西-すいすい雨間) 売却費に関係する運搬費、切断費の算出方法とそれをふまえた売却費の算出方法	1	1														建設局 東京都 西多摩建設事務所 工事第一課	

令和2年度 公文書開示（1月決定分）

工 整 理 番 号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	否 応 答 拒	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
6	R2.12.25	R3.1.7	平井川整備工事(その40)その3 スクラップ売却費 単価設定の根拠	1	1															建設局 東京都 西多摩建設事務所 工事第二課
7	R2.12.25	R3.1.7	視線誘導標設置工事(2西-1)及び 道路標識設置工事(2西-1) 売却費に関する運搬費、切断費の 算出方法とそれをふまえた売却費 の算出方法	1	1															建設局 東京都 西多摩建設事務所 補修課
8	R2.12.25	R3.1.7	道路災害防除工事(2奥の1) 売却費算出方法	1	1															建設局 東京都 西多摩建設事務所 奥多摩出張所
9	R3.1.5	R3.1.7	神田川及び日本橋川の計画縦断図 場所：東京都千代田区神田三崎町 3丁目地先 神田川と日本橋川分岐箇所 HWL、計画河床高等がわかるもの	2	1															建設局 河川部 計画課
10	R2.12.25	R3.1.8	・道路施設整備工事(31南西の3) 一ノ宮立体警報監視設備改修 ・道路施設整備工事(2南西の1) 新小峰トンネル照明設備改修 数量計算書(建設副産物処理)	4	1															建設局 東京都 南多摩西部建設事務所 補修課
11	R3.1.5	R3.1.13	毛長川整備工事(その101) 第1回設計変更 設計書類一式	1	1															建設局 河川部 改修課
12	R2.12.25	R3.1.15	大栗川緑化整備工事(その3- 1)(番場橋上流) 売却費に係る運搬費、切断費の 算出方法とそれをふまえた売却 費の算出方法	1	1															建設局 東京都 南多摩西部建設事務所 工事課

令和2年度 公文書開示（1月決定分）

凡整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等				
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号			
13	R3.1.8	R3.1.15	昭和46年1月28日付け 承諾書	2	1																		建設局 総務部 用度課
14	R2.12.28	R3.1.18	外環道工事にかかる、トンネル施工等検討委員会に参加した都職員が作成取得した一切の文書				1														当該公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	建設局 三環状道路整備推進部 整備推進課	
15	R3.1.6	R3.1.18	小石川後楽園東門周辺園地整備工事 しゅん功図、記録写真、 検査成績評定項目別評定表	1	1																		建設局 東京都 東部公園緑地事務所 工事課
16	R3.1.12	R3.1.19	亀島川水門耐震補強工事その3 第四回設計変更(2財経一第881号) 設計書類一式	1	1																		建設局 河川部 改修課
17	R3.1.13	R3.1.20	聖橋長寿命化工事(橋台補修)その2 第4回設計変更 設計書類一式 (金額入り内訳書)	1	1																		建設局 道路管理部 保全課
18	R3.1.14	R3.1.20	石神井川新柳橋架替に伴う仮橋設置工事その2 第1回設計変更 設計書類一式	1	1																		建設局 河川部 改修課

令和2年度 公文書開示（1月決定分）

ノ 整理 番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	否 応 答 拒	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
19	R2.11.29	R3.1.25	1. 令和2年1月21日付 都市計画練馬城址公園の事業化につ いて(練馬区へ送付) 2. 令和2年1月21日付 都市計画練馬城址公園の事業化につ いて(西武鉄道株式会社へ送付) 3. 令和2年1月29日付 都市計画練馬城址公園の事業化につ いて(西武鉄道株式会社から受領) 4. 令和2年2月3日付 都市計画練馬城址公園の事業化につ いて(西武鉄道株式会社へ送付) 5. 令和2年2月10日付 都市計画練馬城址公園の事業化につ いて(練馬区へ送付) 6. 令和2年6月12日締結 「都市計画練馬城址公園の整備にか かる覚書」 7. 令和2年6月19日幹部説明 令和2年度第1回東京都公園審議会 「都市計画練馬城址公園の整備計画 について(諮問)」 配布資料及び会議等議事要旨記録票 8. 令和2年8月31日幹部説明 令和2年度第2回東京都公園審議会 「都市計画練馬城址公園の整備計画 について(審議)」 配布資料及び会議等議事要旨記録票 9. 令和2年11月24日幹部説明 令和2年度第3回東京都公園審議会 「都市計画練馬城址公園の整備計画 について(審議)」 配布資料及び会議等議事要旨記録票 10. 令和2年7月27日付 都市計画練馬城址公園の事業化に向 けた要請書(練馬区より收受)	1	1														建設局 公園緑地部 計画課	

令和2年度 公文書開示（1月決定分）

整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
20	R2. 11. 29	R3. 1. 25	1. 平成27年3月 都立公園事業化のための基礎調査委託 報告書 2. 平成27年3月 都立公園事業化のための基礎調査委託 要約版 3. 平成28年3月 都立公園基本計画基礎調査委託(その2) 報告書 4. 平成28年3月 都立公園基本計画基礎調査委託(その2) 報告書 要約版 5. 平成29年3月 練馬城址公園基本計画作成委託 報告書 6. 平成29年3月 練馬城址公園基本計画作成委託 資料編 7. 平成30年3月 練馬城址公園整備計画資料作成委託 概要報告書 8. 平成30年3月 練馬城址公園整備計画資料作成委託 報告書 9. 平成30年3月 練馬城址公園整備計画資料作成委託 報告書(別冊) 10. 令和元年11月28日 副知事レク 資料及び記録票 11. 令和元年12月5日 副知事報告 資料及び記録票 12. 令和2年5月22日 副知事レク 資料及び記録票 13. 令和2年5月25日 副知事報告 資料及び記録票			1													(第7条第2号) 特定の個人を識別することのできる情報であるため。 (第7条第3号) 法人に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (第7条第5号) 都の機関並びに他の地方公共団体における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が、不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当な不利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため。 (第7条第6号) 都の機関又は他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、契約又は交渉に係る事務に関し、地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため。 (第7条第7号) 開示請求者以外のものが、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、当該情報が公にされないことに対する当該第三者の信頼が保護に値するものであり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損なうことになるため。	建設局 計画課	公園緑地部

